



広報

FUKAURA

# ふかうら

No.456

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## 新型コロナウイルス 全額公費による 接種終了のお知らせ

新型コロナウイルスの全額公費による接種は、令和6年3月31日をもって終了となります。

□問合せ先

健康推進課

Tel 82-10288

## 定額減税の 源泉徴収税額からの 控除について

令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分（令和6年6月から）の所得税について定額による所得税額の特別控除が実施されることになりました。  
詳細は、国税庁ホームページ内の「定額減税に関する特設サイト」でご確認願います。

サイトはこちらから▼



□問合せ先

税務会計課

Tel 74-12114

## 定額減税に関する 説明会の開催について

町内の源泉徴収義務者を対象に、令和6年分（令和6年6月から）の定額減税に関する説明会を次のとおり開催いたしますので、参加を希望される場合は、五所川原税務署へ申込み願います。

◆開催日時

4月19日（金）

午後1時30分～午後3時30分

◆開催場所

深浦町役場1階

町民文化ホール

◆内容

- ① 所得税の定額減税について
- ② 個人住民税の定額減税について

□申込・問合せ先

五所川原税務署法人課税部門

Tel 0173-34-3136

※音声案内で「2番」を選択してください。

## 裁判員制度

### 15周年を迎えて

裁判員制度は、18歳以上の国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、今年5月で15周年を迎えます。詳しくは、裁判所ウェブサイトをご覧ください。

□問合せ先

青森地方裁判所 総務課庶務係

Tel 0177-722-5421



## 合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

町では、下水道が整備されていない地域においても快適な生活ができるよう、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ設置替え（新築含む）する費用の一部を補助しています。

### ◆補助限度額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、次に定める額を上限とします。

- 5人槽 352,000円
- 7人槽 441,000円
- 10人槽 588,000円

※1 合併処理浄化槽の人槽の算定人員については、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 330212000）』によるものとします。

※2 なお、この基準から住宅の延べ面積により人槽の算定人員を判断していますが、対象となる住宅の使用水量や、居住人員が少ない場合、その使用状況及び生活

状況を考慮して人槽の規模を縮小することがあります。

例 延べ面積130㎡以上の住宅の場合でも、日平均水道使用量が1㎡未満で、居住人員が1〜2人世帯は5人槽となる場合があります。

※詳細についてはお問い合わせください。

### ◆建物の用途

住宅（店舗等の併用住宅の場合）は、1/2以上が居住部分であること。

### ◆対象区域

公共下水道及び漁業集落排水処理区域以外の地域

### ◆その他

ア. 町税等を滞納していないこと  
イ. 工事着工前に申請手続が必要です。（設置後は対象となりません。）

ウ. 対象期間 令和6年4月から令和7年2月末までに工事を完了するもの。

※その他の詳細事項やご不明な点などがありましたら、建設水道課上下水道係へお問い合わせください。

### □問合せ先

建設水道課 下水道係  
Tel 74-4416（内線253）

**家庭で不要になったパソコンは宅配便で無料回収に出せます**

町と協定を締結している、リネットジャパン株式会社（小型家電リサイクル法の認定事業者）では、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収をしています。

### ◆回収手順

- ①リネットジャパン（株）ホームページから申し込む。
- ②ダンボールにパソコンを詰める。（3辺合計が140cm以内、重量20kg以内）
- ③宅配業者が希望日に自宅へ回収に行きます。

※プリンター等の周辺機器やその他小型家電も一緒に梱包できます。（20kg以内）

※個人情報のデータ消去サービスやブラウン管製のモニターなどは有料です。

### 3 佐川急便が回収



宅配業者が、ご希望日時に回収へお伺いします

### 2 回収物を詰める



段ボール箱等に詰めるだけでOK

### 1 お申し込み



インターネットからお申し込み

◇詳細については、リネットジャパンリサイクル株式会社のホームページをご覧ください。

[<https://www.renet.jp/>]

### □問合せ先

町民課 町民生活係  
Tel 74-2115

**令和6年度  
手話奉仕員養成講座  
受講者募集**

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。

◆入門課程

○日時

5月17日～10月25日  
毎週金曜日 19時～20時30分

○場所

五所川原市中央公民館  
2階 第一会議室

○内容

手話実技・講義・交流

○対象

聴覚障害者との交流を希望し、手話を学びたい、16歳以上の方

○定員 20名

○受講料

無料（テキスト代実費3,300円税込）

○申込方法

4月18日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

◆基礎課程

○日時

4月23日～10月29日  
毎週火曜日 19時～20時30分

○場所

つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

○内容

手話実技・講義・交流

○対象

入門課程修了者の方

○定員 15名

○申込方法

4月3日（必着）までに往復はがきで申し込んでください。受講の可否は返信用はがきでお知らせします。

◆往復はがきの書き方

①「往信のあて先」は、『〒03813102 つがる市柏下古川稲森22 西北五ろうあ協会事務局あて』

②「往信」の裏には、受講希望課程名・氏名・年齢・連絡先（FAX、メールアドレス、または携帯電話番号）を必ず記入してください。

③「返信のあて先」は、住所と氏名を必ず記入してください。返信の裏は白紙のまままでお願いいたします。

の裏は白紙のまままでお願いいたします。

□問合せ先

五所川原市役所  
福祉部 福祉政策課

Tel 0173-3512111

（内線2497）

つがる市役所

健康福祉部 福祉課

Tel 0173-4212111

（内線241・248）

西北五ろうあ協会

FAX 0173-3311256



**肺がん、中皮腫など石綿  
関連疾病に罹った方への  
補償・救済のお知らせ**

石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水など呼吸器系疾病が多く、

その潜伏期間は石綿を吸ってから30年以上と非常に長いことが特徴です。

これらの呼吸器系疾病が石綿を吸ったことが原因であると認定された方には、国が運営する労災保険制度もしくは石綿健康被害救済制度から各種給付を受けることができます。

もし、みなさんのご家族の中で、仕事で石綿を取り扱い、または吸ったことがあり、肺がん、中皮腫等の呼吸器系疾病に罹った方、もしくは亡くなられた方がおられましたら、青森労働局労災補償課、またはお近くの労働基準監督署へご相談ください。

□問合せ先

青森労働局 労働基準部

労災補償課

Tel 0177-7344115



**今年もやります！深浦町住環境リフォーム推進事業！**  
**（令和6年4月1日受付開始）**

個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工による既存住宅の居住性・耐久性・耐震性の向上など安全・安心で快適な生活を営めるような住環境リフォーム工事を行う町民の方を支援します。

町補助額	リフォーム工事※1 ※工事費50万円（税込）以上から	下水道接続工事※2 ※工事費10万円（税込）以上から
補助率（工事費の）	10%	30%
補助限度額（最大）	20万円まで	20万円まで
	リフォーム工事と下水道接続工事の併用で最大40万円まで ※併用の場合は工事費10万円（税込）以上からが対象となります。	

※1 別表に掲げる住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための工事。

※2 公共下水道整備区域（岩崎・沢辺地区〔特定環境保全公共下水道〕及び大間越・黒崎・田野沢・北金ヶ沢・関地区〔漁業集落排水〕）において、これまでの排水設備（くみ取り式トイレや浄化槽）から下水道に切り換える工事及びトイレの水洗化とそれに伴うトイレ内装等の改修工事。

**◆補助対象者**

次のいずれにも該当する方

1. 町内に住所を有する者（住民基本台帳法に基づき住民票に記載されている者をいう）
2. 住環境リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、当該工事を行う住宅の所有者が、対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の場合は所有者と同等とみなす。
3. 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
4. 過去にこの事業及びリフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者又はリフォーム支援事業による補助金の交付を一度のみ受け、下水道接続工事による補助金を受けようとする者。

**◆補助対象住宅**

個人住宅で次のいずれにも該当する住宅

1. 町内に存する個人住宅であり、本人又はその家族が居住している住宅であること。
2. 居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。

**◆補助対象工事**

次の各号の全てを満たす工事とする。

1. リフォーム工事に要する費用（消費税相当額含む）50万円以上又は、下水道接続工事に要する費用が10万円（消費税相当額含む）以上であること。下水道接続工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、10万円（消費税相当額含む）以上であること。
2. 工事着工時において、建築後1年を経過していること。
3. 住宅部分と非住宅部分併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積を住居部分及び非住居部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。
4. 当該リフォーム工事を行う者は、深浦町内に住所を有する法人及び個人業者で、町税を完納していること。

5. 完了実績報告書の提出ができる工事であること。

ただし、次に掲げる工事については、補助対象外とする

- ①公共工事の施工に伴う補償費となる工事
- ②門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く）
- ③補助金の交付が適当でない認められる工事及び工事費用

◆補助率・補助限度額

1. リフォーム工事に要する費用の10%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。
2. 下水道接続工事に要する費用の30%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。ただし、過去にリフォーム支援事業による補助金の交付を受けた対象者が、下水道接続工事の補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、リフォーム支援事業により交付を受けた補助金の額を40万円から減じた額と20万円のいずれか低い額とする。
3. 上記工事を併せて行う場合、それぞれの補助金を加算した額とし40万円を限度とする。

◆受付期間

令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木）

※申請受付は、予算上限になり次第締切りますので、申請前にお問い合わせください。

**別表【深浦町住環境リフォーム推進事業 リフォーム工事補助対象工事一覧】**

NO	対象	対象工事の内容	備考
1	○	屋根の葺き替え、塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	下水道接続工事に伴うトイレ内装改修を除く
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	バリアフリー改修（手摺、段差解消、廊下拡幅）	
8	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	下水道接続工事に伴うトイレの水回り改修及びその他排水管接続工事を除く
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	住宅用に限る
13	△	室内カーテンの取付、取替（カーテンレール含む）	内装工事と一体のみ
14	△	住宅の解体工事のみ（全部、一部）	リフォーム工事が伴えば可
16	○	給湯設備機器の設置	
17	×	電話やインターネットの配線工事	
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構	

※上記はこれまでの実績に基づく一例です。詳しくは、建設水道課までお問い合わせください。

□問合せ先 建設水道課 TEL 74-4413

—住環境リフォーム推進事業—

# 下水道接続工事の支援を拡充

美しい景観や清潔な生活環境を未来に残すことは、私たちに課せられた大きな責任です。人々の豊かな生活と自然環境への負荷軽減を両立させ、河川や海洋の環境を維持するためにも下水道施設の果たす役割は重要となっています。

町ではこうした考えのもとに、住環境リフォーム推進事業における下水道接続工事の支援を期間限定で拡充することとしました。

本支援事業の実施前に投資された方にとりましては不公平感があるとの指摘がありますが、加入者が増えることにより生活環境の維持改善と下水道事業の持続性向上につながることを、何卒御理解いただきますようお願いいたします。

最高  
**20万円**

【制度概要】

- 補助金 最高20万円
- 補助率 下水道接続等経費の30%
- 対象区域 公共下水道整備区域（関、北金ヶ沢、田野沢、沢辺、岩崎、黒崎、大間越）
- 対象施設 一般住宅（住宅兼店舗も一部対象）
- 支援期間 令和4年度～令和6年度（3年間）
- 申込方法 住環境リフォーム推進事業として申し込みしてください  
（支援制度の内容を説明しますのでお気軽に問合せ先までご相談ください）
- 令和6年度分の申込期限 令和6年10月31日まで

【以前の下水道接続支援制度との比較】

区分	以前の支援制度	新たな支援制度
事業名	住環境リフォーム事業 【下水道接続工事】	同左
補助率	15%	<u>30%</u>
補助金 上限額	10万円	<u>20万円</u>
事業 期間	令和3年度まで	令和4年度から 令和6年度まで <u>【3年間限定】</u>
対 象 工 事	下水道接続工事及びトイレ 水洗化とトイレ内装等工事	同左
対 象 区 域	公共下水道整備区域 （関、北金ヶ沢、田野沢、 沢辺、岩崎、黒崎、大間越）	同左



【問合せ先】

役場 建設水道課・管理係  
電話 0173-74-4413

### 令和5年深浦町農地賃借料情報について

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。農業経営の参考としてお知らせします。

#### ◆田（水稲）の部（10aあたり）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
大戸瀬地区	5,600円	6,000円	5,500円	8筆	麩木～岩坂
深浦地区	5,500円	5,500円	5,500円	52筆	舩作～追良瀬
岩崎地区	5,600円	5,800円	5,500円	35筆	沢辺～大間越
深浦町平均	5,600円			95筆	

※昨年町平均4,900円から700円増加。令和5年米価増加に伴い、物納で貸借している農家が多かったため賃借料は昨年より増加。

#### ◆畑（普通畑）の部（10aあたり）

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
大戸瀬地区	2,000円	2,000円	2,000円	2筆	麩木～岩坂
深浦地区	1,900円	2,000円	1,700円	4筆	舩作～追良瀬
岩崎地区	2,000円	2,000円	2,000円	1筆	沢辺～大間越
深浦町平均	2,000円			7筆	

□問合せ先 深浦町農業委員会 TEL 74-4420

### 令和6年度深浦町農作業等標準賃金表について

この賃金は、1日8時間労働で賄いなしの基準です。農業経営の参考としてお役立てください。

作業内容	区分	労働時間	令和6年度賃金	備考
田 植 え 稲 刈 り 田 一般作業 畑 一般作業	男 女 共	1日	7,200円	青森県最低賃金参照 (898円) 令和5年10月7日改定
	男 女 共	1日	7,200円	
	男 女 共	1日	7,200円	
	男 女 共	1日	7,200円	
田 耕 起	オペレーター付	10aあたり	4,600円	
田 荒 か き	オペレーター付	10aあたり	3,600円	
田 代 か き	オペレーター付	10aあたり	4,000円	
荒 ・ 代 か き	オペレーター付	10aあたり	7,500円	
耕起・荒・代かき	オペレーター付	10aあたり	12,000円	
畑 耕 起	オペレーター付	10aあたり	5,000円	
バ イ ン ダ ー	オペレーター付	10aあたり	7,000円	糸なし
ハ ー ベ ス タ	オペレーター付	10aあたり	8,200円	
コ ン バ イ ン	オペレーター付	10aあたり	13,500円	
田 植 機	オペレーター付	10aあたり	5,700円	
畦 塗 り	片道 100mあたり		2,600円	
オ ペ レ ー タ ー		1日	7,800円	

□問合せ先 深浦町農業委員会 TEL 74-4420

## 深浦町 介護予防普及啓発事業 [介護予防教室]

# ふかうら げんき倶楽部

週1回、全身を動かし 健康的な生活を送りたい方

概ね65歳以上対象

全身の筋力アップ！



膝・腰の痛み軽減！  
転ばない体づくり！  
作業療法士がアドバイス

- 対象者** : 町に住む概ね65歳以上のシニア世代  
**場所** : リハビリ特化型デイサービス [リハジム らしかる] ※送迎なし  
**期間** : 第一期 令和6年4月6日～6月22日 毎週土曜日 10時～11時30分  
第二期 令和6年7月6日～9月21日 毎週土曜日 10時～11時30分  
**参加人数** : 15人程度  
**利用料** : 1回 1000円（干渉波治療器・フットマッサージ機・エアロバイクの使用も可）  
**持ち物** : 手ぬぐい・運動靴・飲料水 ★動きやすい服装でお越し下さい  
第一期申し込み締切: 令和6年4月3日(水)

**【申し込み】 TEL 0173 (82) 0551 [リハジム らしかる]**

# 令和6年 春の火災予防運動

【統一標語】

## 『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

県下一斉に「令和6年青森県 春の火災予防運動」が実施されます。春は風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。日頃から防火を心掛け尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

※消防車両等による秋の火災予防パレードを実施します。

日時… 4月6日（土）9時出発

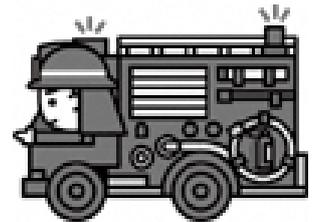
住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知し、音声や警報音が鳴り火災の早期発見に大変有効です。

《設置義務のある場所は次のとおりです》

①すべての寝室が対象(子ども部屋などでも、就寝に使用する部屋は設置)

②2階以上に寝室が有る場合は階段の上部

※義務はありませんが、居間や台所への設置もおすすめします。



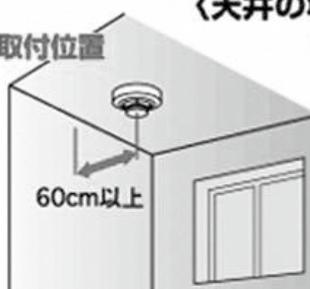
《取り付け位置は次のとおりです》

### 〈天井の場合〉

#### ▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

60cm以上



#### ▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

60cm以上



#### ▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

1.5m以上



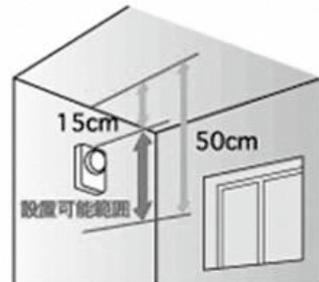
### 〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

15cm

50cm

設置可能範囲



《お問合せは深浦消防署または岩崎分署 予防係まで》

《TEL 深浦消防署:74-2994 岩崎分署:77-2119》

# 春の十二湖観察会

**春**の空気を全身に感じられる頃。待ちに待った春の十二湖。その色どりを添える木々の芽吹きや様々な山野草たちを、ガイドさんといっしょにゆっくりと観察してみませんか？ 何気なく見ていた風景も、少し違って見えるかもしれません。



日 時 令和6年4月14日（日）

9：00～12：00頃

集合場所 白神十二湖エコ・ミュージアム

コ ー ス 十二湖地内（小雨決行）

日 程 8：50～ エコ・ミュージアム集合・受付

9：00～ 開会式・バスで移動

9：15頃 十二湖地内到着

散策スタート！

12：00頃 エコ・ミュージアムへ帰館・解散

定 員 15名（最小催行人数：3名）

申し込み 4月12日（金）まで。または定員となり次第締め切り

参加料 大人（中学生以上）500円

小学生以下 300円（保険料等税込）

持ち物 飲み物、防寒着・帽子、歩きやすい靴（サンダル等NG）

その他 当日の天候等や現地の状況により、一部内容変更となる場合があります。予めご了承ください。

状況等により、急遽予告なしに中止となる場合もございます。



◆お申込み・問い合わせ◆

白神十二湖エコ・ミュージアム内 十二湖森の会事務局（定休日：月曜）

TEL：0173-77-3113 / FAX：0173-77-3114

# 法テラス鯉ヶ沢通信 vol. 98

## ■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4

鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00（土・日・祝日は休業）

業務 ◆有料・無料法律相談（★事前予約制★、無料相談は条件有り）

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所にお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

◆訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任

佐々木弁護士



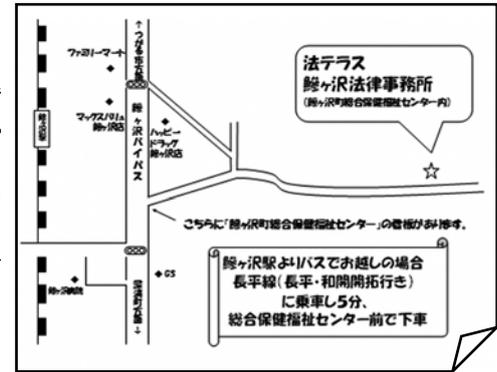
～佐々木弁護士一言メモ～

### ◇「若いですね。」

そんな言葉をかけていただくことが少なくありません。弁護士のイメージとして、20代の若者を思い浮かべる方はあまり多くないと思います。確かに、旧司法試験と呼ばれた時代の司法試験は、現在の司法試験より合格率が低く、合格するまでに時間がかかるといわれていました。そのような時代が長く続いたために、若い弁護士は珍しいという感覚が一般的なのかもしれません。しかし、現在では、20代半ばで司法試験に合格する方も多く、毎年のように大学1年生（19歳）で司法試験に合格する方も現れています。

20代の弁護士が「若いですね。」と言われなくなる日も、そう遠くないかもしれません。その頃、私は既に若くないかもしれませんが…。

弁護士 佐々木 洋輔



☐問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所 TEL 050-3383-8369

# こころの健康相談

不眠、不安、憂うつ、仕事を手につかないなどの悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

◆相談日 毎月 第2木曜日  
受付時間 13:00～14:00

### 令和6年度 こころの健康相談日程

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	11	9	13	11	8	12	10	14	12	9	13	13

※電話等により事前の予約をお願いします

◆相談担当 精神科嘱託医、精神保健福祉相談員

◆相談場所 五所川原保健所  
(〒037-0056 五所川原市末広町14)

☐問合せ先 五所川原保健所 健康増進課 精神保健福祉担当  
TEL 0173-34-2108 FAX 0173-34-7516

# ふかうらまちカレンダー

# 4月

☎問合せ 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
31	1 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会(15時～)	2 ★エコクラフト愛好会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～) ★深浦婦人会(19時～)	3 ★ゲートボール協会(12時～)	4 ★楽陶会(9時～) ★ゲートボール協会(12時～)	5 ★ゲートボール協会(12時～)	6 ★グランドゴルフ協会(13時～)
7 ★将棋愛好会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	8 ★浜萱草句会(9時30分～) ★パッチワーク愛好会(10時～) ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会(15時～)	9 ★楽陶会(9時～) ★エコクラフト愛好会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	10 ★ゲートボール協会(12時～)	11 ★楽陶会(9時～) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★かすみ草の会(13時～) ★光楓書友会(18時～)	12 ★花咲会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	13 ★グランドゴルフ協会(13時～)
14 ★ヨガサークル(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	15 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会(15時～)	16 ★楽陶会(9時～) ★エコクラフト愛好会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～) ★弘前ヒヤリング(13時～)	17 ★ゲートボール協会(12時～) ★猟銃検査(13時～)	18 ★楽陶会(9時～) ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★ゲートボール協会(12時～)	19 ★料愛クラブ(9時～) ★ゲートボール協会(12時～)	20 ★グランドゴルフ協会(13時～)
21 ★将棋愛好会(10時～) ★うどん教室(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	22 ★パッチワーク愛好会(10時～) ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会(15時～)	23 ★楽陶会(9時～) ★エコクラフト愛好会(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	24 ★ゲートボール協会(12時～)	25 ★支援センターほほえみ(9時30分～) ★拳舞の会(13時～) ★絵画愛好会(13時30分～) ★光楓書友会(18時～)	26 ★ゲートボール協会(12時～)	27 ★グランドゴルフ協会(13時～)
28 ★ヨガサークル(10時～) ★ゲートボール協会(12時～)	29 昭和の日 ★グランドゴルフ協会(13時～) ★日本教育書道会(15時～)	30 ★ゲートボール協会(12時～)	1	2	3	4